

令和6事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント



金商業者等を取り巻く環境等

1. 取り巻く環境

顧客本位の業務運営の要請、詐欺的な投資勧誘の被害急増、持続可能なビジネスモデルの構築など

2. 規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き、②デジタル化の進展等への対応の動き、③資産運用の高度化・多様化、④不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

3. 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

- 一種業：適合性原則違反、銀証ファイアウォール規制違反、作為的相場形成に係る注文受託、改ざんしたデータによるストレステスト実施
- 運用業：利益相反管理態勢の不備、運用方針に係る意思決定プロセスの不備
- 助言業：虚偽告知、誤解表示等
- 二種業：特定有価証券等管理行為の要件未充足
- 無登録：無登録での第二種金商業（外国の法令に基づく集団投資スキームの募集又は私募の取扱い）

業態横断的な検証事項

1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等（複雑又はリスクの高い商品の販売、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況等）
 2. デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
 3. サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先管理を含む）の対応状況
 4. AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
 5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況
- 上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

規模・業態別の主な検証事項

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施
	外国証券会社	<ul style="list-style-type: none"> バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
	ネット系証券会社	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況 新しいNISA制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
	準大手証券、地域証券会社等	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
	FX業者	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況
投資運用業者	<ul style="list-style-type: none"> 運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等 	
投資助言・代理業者	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法や、忠実義務違反、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢等 	
登録金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況 	
第二種金商業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者等	<ul style="list-style-type: none"> 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性、主要株主・経営体制が変更された業者の内部管理態勢【第二種金商業者、特例業務届出者】 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融商品仲介業者】 	
無登録業者	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表や、注意喚起を含めた情報発信を一層強化 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との一層強固な連携 	

※各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

証券モニタリングの進め方

- 証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携し、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定、以下のような状況である場合を中心に引き続き積極的に検査を実施する。また、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施する。
 - ① 個別の法令違反事項や業務運営態勢に懸念があり、早期に検証が必要な状況
 - ② モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等により業務運営態勢やビジネスモデルを変更した場合を含む）
 - ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性について実態把握が必要な状況
- 検査では、実質的に意味のある検証及び問題点の指摘に努めるほか、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等とは、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携し、証券監視委が調整機能を発揮して財務局等を支援する。また、必要に応じて合同検査や財務局間の検査応援も実施。
- 暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、証券監視委、金融庁検査部局、各財務局等との間で、連携を図っていく。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図る。タイムリーかつ双方向の情報共有により、証券モニタリングを効果的・効率的に進める。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促す。